

○熊本県警察再被害防止要綱の制定について(通達)

平成13年12月21日

熊警第4599号

[改正] 平成25年11月6日熊広県第452号

この度、県警察が一体となって犯罪の被害者又はその遺族の再被害を防止するため、別添のとおり「熊本県警察再被害防止要綱」を制定し、平成14年1月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

熊本県警察再被害防止要綱

第1 目的

本要綱は、犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 再被害防止対象者

本要綱において、再被害防止対象者とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者の関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、警察本部長が指定するものをいう。ただし、再被害防止対象者が、「熊本県警察保護対策実施要領の制定について」（平成12年7月6日付け熊暴対第773号。以下「保護対策実施要領」という。）の保護対象者に該当するときは、本要綱第4の再被害防止措置の実施に関する規定（加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。）は適用せず、保護対策実施要領に基づく保護対策を実施することとする。

第3 再被害防止対象者の指定等

1 再被害防止対象者の指定

(1) 指定上申

警察署長又は警察本部の捜査担当課長は、犯罪を検挙し、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、再被害防止対象者指定上申書（別記様式第1号）及び再被害防止対象者指定理由書（別記様式第2号）により、警察本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。この場合において、警察署長にあっては、警察本部の捜査担当課長を経由して上申するものとする。また、被害

者等からの相談、関係機関からの通報等があった場合には、当該相談等に関する警察署長又は警察本部の捜査担当課長は、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じ、同様にして警察本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

なお、警察署長及び警察本部の捜査担当課長は、上申したときは、その旨を警察本部広報県民課長に連絡するものとする。

(2) 指定

警察本部長は、指定の上申があった被害者等が、本要綱第2に定める再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

2 再被害防止措置実施警察署の指定

警察本部長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署に指定するものとし、指定した場合には、再被害防止対象者指定通知書（別記様式第3号）により当該警察署長に通知するものとする。

3 再被害防止担当官の指定

(1) 再被害防止措置実施警察署に指定された警察署長（以下「再被害防止措置実施署長」という。）は、原則として当該事件を主管する警察署担当課長を再被害防止担当官に指定するものとする。

(2) 再被害防止措置実施署長は、再被害防止担当官に異動があったときは、新たに指定を行い、組織的かつ継続的な再被害防止措置を実施するものとする。

4 再被害防止措置実施簿の作成等

再被害防止措置実施署長は、前3の再被害防止担当官の指定及び第4の1の(2)を踏まえ、再被害防止措置実施のための計画を策定した上で、再被害防止措置実施簿（別記様式第4号。以下「実施簿」という。）を作成するものとする。

実施簿には、再被害防止措置実施状況をその都度記載するとともに、その記載内容を警察本部の捜査担当課長及び警察本部広報県民課長に通報するものとする。

5 関係書類の保存期間

再被害防止措置実施簿及び関係書類の保存期間は、第5に定める指定解除の日から3年とする。

第4 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次に掲げる事務分担により、相互に緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

(1) 警察本部の捜査担当課長

警察本部の捜査担当課長は、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止措置の実施について、再被害防止措置実施署長を指導するとともに、再被害防止対象者の指定状況や再被害防止措置の実施状況を警察本部広報県民課長へ確実に連絡する。また、警察本部の捜査担当課長は、その課の職員のうち、警視又は警部の階級にある者1人を連絡担当者に、警部補の階級（同相当職を含む。）にある者1人を連絡担当補助者にそれぞれ指定し、警察署間及び他の都道府県警察との連絡調整窓口としての任務に当たらせる。

(2) 再被害防止措置実施署長

再被害防止措置実施署長は、総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携の上、第4の2に定める措置事項の実施に当たる。

(3) 再被害防止担当官

再被害防止担当官は、再被害防止措置実施署長の指揮の下、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

(4) 警察本部広報県民課長

警察本部広報県民課長は、再被害防止対象者の指定上申、指定、解除及び再被害防止措置の実施について、警察本部の捜査担当課長及び再被害防止措置実施署長からの連絡によりその状況を一元的に把握するとともに、警察本部の捜査担当課長に対し、本要綱の運用及び被害者支援に関連する事項について助言・協力する。また、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいい、受刑者を収容する少年院を含む。以下同じ。）、地方更生保護委員会又は保護観察所から加害のおそれを示す情報について通報を受けた場合には、速やかにその旨を警察本部の捜査担当課長に通知する。

2 措置事項

(1) 関連情報の収集

再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

(2) 再被害防止対象者に対する措置

再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講ずるものとする。

なお、再被害防止対象者から、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、関連情報を教示するものとする。

(3) 加害者に対する措置

加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

る。

第5 指定の解除等

1 指定の解除

指定の日から1年間（ただし、未決勾留期間及び自由刑の執行期間は算入しない。以下「指定期間」という。）を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

2 指定期間の延長等の上申

(1) 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施署長は、指定期間経過前に指定期間延長の可否を検討し、その必要があると認めるときは、再被害防止措置指定期間延長・指定解除上申書（別記様式第5号）により、警察本部の捜査担当課長を経由して、期間を定めて指定期間の延長を警察本部長に上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなったと認めるときは、同上申書により、警察本部の捜査担当課長を経由して指定解除を警察本部長に上申するものとする。

3 警察本部長の決定等

警察本部長は、再被害防止措置実施署長から前2の上申がなされたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の可否を決定するものとし、その決定については、再被害防止対象者の指定期間延長・指定解除通知書（別記様式第6号）により、当該警察署長に通知するものとする。

なお、警察本部の捜査担当課長は、前2の上申及び当該決定があったときは、その旨を警察本部広報県民課長に連絡するものとする。

第6 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第7 関係警察署との連携等

1 関係警察署との連携

再被害防止措置実施署長は、再被害を防止する上で関係を有する警察署長に再被害防止措置協力依頼書（別記様式第7号）により、警察本部の捜査担当課長を経由して協力を依頼するものとし、協力依頼を受けた当該警察署長は、誠実にこれに当たるものとする。

2 他の都道府県警察との連携

再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再被害防止措置実施署長は、再被害防止措置協力依頼書により、警察本部の捜査担当課長を経由して、当該都道府県警察の対応する警察本部の担当課長を通じ当該警察署長に協力を依頼するものとする。また、他の都道府県警察から依頼があった場合には、

誠実にこれに当たるものとする。

3 警察庁等への調整依頼

本要綱の実施に関し、他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、警察本部の捜査担当課長は、管区警察局又は警察庁に調整を求めるものとする。

第8 刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

第9 要綱の準用等

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなるすべての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用するものとする。

また、再被害防止措置を実施する上で本要綱により難い事情があるときは、関係を有する警察署長、警察本部の捜査担当課長及び警察本部広報県民課長の相互間で協議することによりの確な再被害防止措置を実施するものとする。

附 則(平成25年11月6日熊広県第452号)

※ 別記様式（略）